

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案 新旧対照表

◎出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（傍線部分は改正部

分）

改正案	現行
<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一〜八 〔略〕</p> <p><u>八の二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六條第一項の規定により輸入してはならないこととされる物を所持する者</u></p> <p>九 次のイから二までに掲げる者で、それぞれ当該イから二までに定める期間を経過していないもの</p> <p>イ 第六号又は<u>第八号</u>の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年</p> <p>ロ〜ニ 〔略〕</p> <p>九の二〜十四 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（上陸の拒否）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。</p> <p>一〜八 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>九 次のイから二までに掲げる者で、それぞれ当該イから二までに定める期間を経過していないもの</p> <p>イ 第六号又は<u>前号</u>の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年</p> <p>ロ〜ニ 〔略〕</p> <p>九の二〜十四 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第</p>	<p>（上陸の拒否の特例）</p> <p>第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第</p>

五号、第七号、第八号の二、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一〜三 〔略〕

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと（第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第八号の二、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。）。

五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一〜三 〔略〕

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと（第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。）。

2 ~ 4 [略]

2 ~ 4 [略]